

市長部局

令和元年

北秋田市監査委員公告 第1号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

平成30年度定期監査について、北秋田市長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和元年7月12日

北秋田市監査委員 中川真一

北秋田市監査委員 山形聡伸

北秋田市監査委員 関口正則

## 定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>(1) 調定の遅延について</p> <p>地方自治法第 231条の規定により歳入を収入するときは調定しなければならず、調定の時期については、市財務規則第28条に規定されているが、収入済額があるにもかかわらず調定が行われていない事例が多数確認された。これらの事例のうち特に件数の多かった項目は、公民館使用料や証明手数料等の「その性質上事前に調定し難い収入」に分類されるものであるが、これらの収入に行う事後調定の時期については、市財務規則第30条に規定されているところである。</p> <p>調定に関する事務は、収入事務のもっとも基本的な事務であり、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。</p> <p>(生活課、市民課、福祉課、高齢福祉課、都市計画課、上下水道課、消防本部)</p>	<p><b>【生活課】</b></p> <p>ご指摘を受けた後、鷹巣斎場使用料につきましては、施設管理者からの日報を受けた当日、調定を起票しております。</p> <p><b>【市民課】</b></p> <p>会計管理者と相談のうえ、適切に調定しています。</p> <p><b>【福祉課】</b></p> <p>会計管理者と相談の上、適切に調定しております。</p> <p><b>【高齢福祉課】</b></p> <p>月次処理後、速やかに保険料及び督促手数料の調定の起票を行います。</p> <p><b>【都市計画課】</b></p> <p>指摘を踏まえ、適正な時期に起票するよう改めてまいります。</p> <p><b>【上下水道課】</b></p> <p>ご指摘後、事後調定について一定期間内における調定起票を実行（毎月 15 日と末日）しております。</p> <p><b>【消防本部】</b></p> <p>今回ご指摘の調定の遅れについては、会計システムの操作誤りにより、納付書発行のみを入力したことによるものであった。</p> <p>従前は、手書きの納付書発行とともに現金を預かる取扱いであったが、ご指摘の調定漏れや、多額の現金を取り扱うことに懸念があったため、平成 30 年度から取扱いを変更したところである。今回の操作誤りを受け、操作方法の再周知を図るとともに、備え付けの受付簿の照合作業の頻度を増やし、再発防止策を講じた。(消防本部)</p>

<p>(2) 支出負担行為の遅延について</p> <p>支出負担行為は地方自治法第232条の3に規定された必須の事務であり、支出負担行為として整理すべき時期については、市財務規則第55条に規定されているが、支出の原因となる契約その他の行為が行われているにもかかわらず支出負担行為として整理されていない事例が複数確認された。</p> <p>支出負担行為に関する事務は、支出事務のもっとも基本的な事務であり、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。</p> <p>(総合政策課、上下水道課、商工観光課)</p>	<p><b>【総合政策課】</b></p> <p>今後、財務規則及び関係法令等に則り、遅滞なく事務処理するよう課員に周知徹底し、再発防止に努めます。</p> <p><b>【上下水道課】</b></p> <p>・ご指摘以降の契約に対し、すべて改善しております。</p> <p><b>【商工観光課】</b></p> <p>地方自治法第232条の3及び北秋田市財務規則第55条の2の規定に基づき、適正な時期に支出負担行為として整理するよう徹底してまいります。</p>
<p>(3) 中小企業振興資金の預託金額の調整について</p> <p>中小企業振興資金（マル北資金）制度は、市が金融機関に融資原資の一部を預託し、金融機関は預託金の5倍を目途に市内中小企業者に融資を行う制度であり、市の中小企業振興施策の中心に位置づけられる事業であるが、前年度末融資残高 1,226,656千円に対して、取扱金融機関への預託金は 140,000千円であり、預託倍率は8.8倍となっている。</p> <p>預託倍率は預託契約書に明記されたルールであり、融資残高の増減に伴う預託金の増減は必定の調整事項だが、ルールと現状との乖離が大きくなっており契約書等に則り適正に預託金額の調整を行う必要がある。（商工観光課）</p>	<p><b>【商工観光課】</b></p> <p>中小企業振興資金制度は中小企業者の運転資金や設備投資に対し融資を行うものでありますが、保証料負担や利子補給金が他の制度より優遇されていることから、制度運用当初と比較し貸し付け状況が非常に伸びております。このため、他市町村で実施中の同制度の運用状況等を参考とした上で、実情に応じた預託金額や預託倍率を調整するなどの対応をして参ります。</p>